

第2 事業の状況

1 業績等の概要

【奨学金貸与事業】

(1) 平成17年度の事業の実施状況について

① 奨学金の貸与

ア. 平成17年度の貸与実績（人数）のうち新規貸与人員は34万3千人で、内訳は第一種奨学生が12万3千人（平成16年度比17.2%減）、第二種奨学生が22万人（同比8.8%増）です。また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は4千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は3千人となっています。

平成15年度～平成17年度における奨学金の貸与状況

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
[人員]	人	人	人	人	人	人
第一種奨学金	407,561	411,339	425,063	418,465	395,725	401,297
(構成比)	(48.6%)	(47.6%)	(45.3%)	(44.9%)	(41.0%)	(41.0%)
新規	—	171,305	—	149,223	—	123,621
継続	—	240,034	—	269,242	—	277,676
第二種奨学金	430,625	452,342	512,438	512,727	569,962	576,939
(構成比)	(51.4%)	(52.4%)	(54.7%)	(55.1%)	(59.0%)	(59.0%)
新規	—	167,910	—	201,940	—	219,626
継続	—	284,432	—	310,787	—	357,313
計	838,186	863,681	937,501	931,192	965,687	978,236
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
新規	—	339,215	—	351,163	—	343,247
継続	—	524,466	—	580,029	—	634,989
[金額]	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一種奨学金	240,770,150	238,604,311	252,693,202	248,757,430	254,014,939	252,245,427
(構成比)	(41.1%)	(41.0%)	(36.9%)	(37.7%)	(34.2%)	(34.8%)
第二種奨学金	345,444,186	344,065,828	431,586,307	411,170,403	487,900,117	472,745,569
(構成比)	(58.9%)	(59.0%)	(63.1%)	(62.3%)	(65.8%)	(65.2%)
計	586,214,336	582,670,139	684,279,509	659,927,833	741,915,056	724,990,996
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

- (注) 1. 平成15年度については日本育英会の実績、平成16年度及び平成17年度については本機構の実績です。
2. 平成17年度については本機構実施分のみを計上しており、上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金（41,488人、9,125,947千円）があります。

イ. 平成 15 年度～平成 17 年度における奨学金財源（補正予算分含む）の内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
第一種奨学金	一般会計借入金 （構成比）	95,026,992 (39.8%)	101,284,186 (40.7%)	91,360,352 (36.2%)
	回収金充当額 （構成比）	143,577,319 (60.2%)	147,473,244 (59.3%)	160,885,075 (63.8%)
	計 （構成比）	238,604,311 (100.0%)	248,757,430 (100.0%)	252,245,427 (100.0%)
第二種奨学金	財政融資資金借入金 （構成比）	227,600,000 (66.2%)	306,700,000 (74.6%)	337,100,000 (71.3%)
	日本育英会債券	61,000,000	—	—
	日本学生支援債券 （構成比）	— (17.7%)	76,000,000 (18.5%)	110,000,000 (23.3%)
	回収金充当額 （構成比）	55,465,828 (16.1%)	28,470,403 (6.9%)	25,645,569 (5.4%)
	計 （構成比）	344,065,828 (100.0%)	411,170,403 (100.0%)	472,745,569 (100.0%)
合 計		582,670,139	659,927,833	724,990,996

（注） 1. 平成 15 年度については日本育英会の実績、平成 16 年度及び平成 17 年度については本機構の実績です。

2. 平成 17 年度については本機構実施分のみを計上しており、上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金事業交付金（9,125,947 千円）があります。

② 奨学生の補導

ア. 奨学生の適格性の審査

平成 17 年度は、奨学生としての適格性の維持向上を図るため、奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、奨学規程等の規定に照らして適格性に問題がある者 48,794 人（第一種奨学生 13,419 人（対象奨学生の 5.0%）、第二種奨学生 35,375 人（対象奨学生の 8.8%））について、廃止、停止、警告（高等学校及び専修学校高等課程の奨学生には警告の処置はありません。）又は激励の処置を行っています。処置の内容については、以下のとおりです。

- i. 廃止・・・奨学生の資格を失わせること。
- ii. 停止・・・1 年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。
ただし、当該停止期間を経過した後さらに 1 年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。
- iii. 警告・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わ

せることがあることを警告し指導すること。

iv. 激励・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう激励又は指導すること。

イ. 留学生・奨学生地域交流集会の開催

寄付金を基に育英友の会と共催で「留学生・奨学生地域交流集会」を平成 17 年 7 月～8 月に全国 6 ヶ所で実施し、365 名の日本人学生、外国人留学生在が参加しました。

ウ. 新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設しています。

③ 機関保証制度の運用

奨学生の利便の向上をはかり、自らの意思と責任において高等教育機関で学ぶことができるよう、機関保証制度を平成 16 年度から導入しました。学生は奨学金を申し込むときに、従来の連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度か、一定の保証料を支払うことにより保証機関の保証を得られる機関保証制度のどちらかを選択できます。機関保証制度加入者の返還が延滞した場合、一定の期間経過後に保証機関が奨学生であった者に代わり奨学金の残額を一括で返済します（代位弁済）。その後は保証機関が奨学生であった者に、その分の返済を請求することになります。

平成 16 年度及び平成 17 年度の本制度への加入状況は下表のとおりです。

区 分	平成 16 年度			平成 17 年度		
	奨学生採用件数 (A) (件)	機関保証加入者数 (B) (件)	(B)/(A)	奨学生採用件数 (A) (件)	機関保証加入者数 (B) (件)	(B)/(A)
第一種奨学金	107,827	8,812	8.2%	114,549	17,554	15.3%
第二種奨学金	213,986	20,382	9.5%	233,558	42,778	18.3%
計	321,813	29,194	9.1%	348,107	60,332	17.3%

また平成 16 年度及び平成 17 年度の代位弁済請求額は下表のとおりです。

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	件数(件)	代位弁済請求額(円)	件数(件)	代位弁済請求額(円)
第一種奨学金	0	0	1	609,844
第二種奨学金	0	0	2	1,529,846
計	0	0	3	2,139,690

④ 奨学金の回収

ア. 回収及び貸与債権の状況

返還金の回収及び貸与債権の状況における平成 17 年度実績は別表「回収の状況」、「貸与債権の状況」のとおりとなりました。

なおここで、要返還債権とは貸付金債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いた債権であり、また要返還額とは要返還債権のうち返還期日が到来している債権額です（従って、要返還額には病気、災害、進学等を理由とする猶予中の債権を含みません）。本説明書中、以降の説明においても

同様です。

i. 平成 17 年度の回収状況は、返還を要する人員 186 万 6 千人のうち 26 万 2 千人 (14.0%) が返還の履行を怠り、その結果、要返還額 2,575 億円のうち 562 億円 (21.8%) は未回収となりました。(別表「回収の状況」)

ii. 平成 17 年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金あわせて貸与金残高 4 兆 2,518 億円で、このうち要返還債権の額は 2 兆 5,275 億円となりました。要返還債権のうち一般的に金融機関で「リスク管理債権」と定義される 3 ヶ月以上の延滞債権額は 1,864 億円、6 ヶ月以上の延滞債権額に限っても 1,377 億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合は 3 ヶ月以上が 7.4%で、このうち 6 ヶ月以上が 5.4%です。(別表「貸与債権の状況」)

なお、延滞債権の整理としては、リスク管理債権として延滞年数による管理を行っていますが、その他に現在の返還者の状況 (病気による猶予、災害による猶予、上級校に進学したための猶予、債務整理中である等) を把握することにより、返還者の状況に合わせた効率的かつ効果的な返還指導ができるような債権の整理を進めています。

(別表) 回収の状況

(単位：千人、億円)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
第一種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,090	1,440	1,125	1,517	1,158	1,639	1,182	1,735
	うち返還	(85.4) 931	(76.5) 1,101	(85.1) 957	(75.8) 1,150	(84.5) 979	(75.1) 1,231	(84.8) 1,002	(74.7) 1,296
	うち未返還	(14.6) 159	(23.5) 339	(14.9) 168	(24.2) 367	(15.5) 179	(24.9) 408	(15.2) 180	(25.2) 438
	繰上返還額	—	263	—	277	—	300	—	304
第二種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	384	418	470	532	574	658	684	841
	うち返還	(89.1) 342	(85.9) 359	(88.6) 417	(86.2) 458	(87.8) 504	(85.0) 559	(88.0) 602	(85.3) 717
	うち未返還	(10.9) 42	(14.1) 59	(11.4) 54	(13.8) 74	(12.2) 70	(15.0) 99	(12.0) 82	(14.7) 124
	繰上返還額	—	260	—	300	—	248	—	331
合 計	要返還 (期日到来分のみ)	1,474	1,858	1,595	2,048	1,732	2,297	1,866	2,575
	うち返還	(86.4) 1,273	(78.6) 1,460	(86.1) 1,374	(78.5) 1,608	(85.6) 1,483	(77.9) 1,790	(86.0) 1,605	(78.2) 2,013
	うち未返還	(13.6) 201	(21.4) 398	(13.9) 222	(21.5) 440	(14.4) 249	(22.1) 507	(14.0) 262	(21.8) 562
	繰上返還額	—	523	—	577	—	548	—	635

(注) 1. 上段の括弧内の数字は、要返還 (期日到来分のみ) に対する割合を示しています。(単位：%)

2. 人員は、実人員です。

3. 人員・金額ともに四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

4. 平成 14 年度及び平成 15 年度については日本育英会の実績、平成 16 年度及び平成 17 年度については本機構の実績です。

(別表) 貸与債権の状況

(単位：千人、億円)

区 分		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種 奨学金	貸与残高	1,768	19,275	1,848	20,151	1,898	21,034	1,912	21,882
	内要返還債権	1,165	12,134	1,201	12,873	1,235	13,521	1,258	14,007
	内 3 ヶ月以上 延滞債権	131	1,007	136	1,083	141	1,141	138	1,104
	内 6 ヶ月以上 延滞債権	100	710	104	769	113	864	115	870
第二種 奨学金	貸与残高	798	10,982	955	13,661	1,134	16,962	1,321	20,636
	内要返還債権	406	5,206	498	6,921	613	9,047	731	11,268
	内 3 ヶ月以上 延滞債権	28	356	34	481	42	646	47	760
	内 6 ヶ月以上 延滞債権	16	202	20	267	28	405	33	507
合 計	貸与残高	2,566	30,257	2,803	33,812	3,033	37,997	3,234	42,518
	内要返還債権	1,571	17,340	1,700	19,794	1,848	22,568	1,989	25,275
	内 3 ヶ月以上 延滞債権	(10.1)	(7.9)	(10.0)	(7.9)	(9.9)	(7.9)	(9.3)	(7.4)
	内 6 ヶ月以上 延滞債権	159	1,363	170	1,564	183	1,787	185	1,864
		(7.4)	(5.3)	(7.3)	(5.2)	(7.6)	(5.6)	(7.4)	(5.4)
		116	912	125	1,036	141	1,269	147	1,377

(注) 1. 合計欄の括弧内数字は、要返還債権に対する割合です。(単位：%)

2. 人員・金額とも四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。
3. 平成 14 年度及び平成 15 年度については日本育英会の実績、平成 16 年度及び平成 17 年度については本機構の実績です。

イ. 回収の方策と促進策の実施

以上の結果を踏まえ本機構ではこうした状況を改善すべく、以下のとおり、延滞している返還金の早期回収を図るとともに、延滞を未然に防ぐ諸施策を講じ、要返還額に対する返還額の比率（以下「回収率」という。）の向上に努めました。

i. リレー口座による回収

回収率の向上と回収業務の効率化のため導入したリレー口座制度については平成 17 年度末現在、加入者数 157 万 9 千人、加入率は加入対象者 193 万 6 千人の 81.6%に達しました。また、平成 17 年度には 10 月より返還が始まる新規返還開始者で 7 月末時点までにリレー口座加入手続きを行っていない者に対して「リレー口座加入申込書」を同封した加入督促書通知の送付を行うとともに、8 月～9 月に加入依頼の架電を実施し、加入促進を図った結果、新規返還開始者の加入率は 95.4%となりました。

このリレー口座による回収が、奨学金回収の中心となっていますが、毎月の平均振替不能率が 5.6%程度発生していることなどの課題があります。

リレー口座加入状況

区 分	平成 16 年度			平成 17 年度		
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
加入対象者数 (件)	(79,788) 1,203,557	(89,729) 575,403	(169,517) 1,778,960	(79,690) 1,243,033	(99,836) 692,754	(179,526) 1,935,787
加 入 者 数 (件)	(75,111) 908,241	(85,086) 477,128	(160,197) 1,385,369	(75,745) 983,283	(95,516) 595,374	(171,261) 1,578,657
口 座 加 入 率 (%)	(94.1) 75.5	(94.8) 82.9	(94.5) 77.9	(95.1) 79.1	(95.7) 85.9	(95.4) 81.6

(注) () 内は新規返還開始者の数値 (内数) です。

ii. 払込通知書による請求等

平成 17 年度末現在、要返還者のうち、リレー口座未加入の無延滞者全員（第一種奨学生 20 万 8 千人(平成 16 年度 24 万 6 千人、前年度比 15.4%減)、第二種奨学生 5 万 2 千人(同 5 万 8 千人、同比 10.3%減)、計 26 万人(同 30 万 4 千人、同比 14.5%減)）に対して、払込通知書を本人が指定する期日（年 1 回、主として 6 月又は 12 月）に発送し、請求を行いました。また、延滞者（リレー口座加入者を含む）全員（第一種奨学生 18 万人(同 17 万 9 千人、同比 0.6%増)、第二種奨学生 8 万 2 千人(同 7 万人、同比 17.1%増)、計 26 万 2 千人(同 24 万 9 千人、同比 5.2%増)）に対して、払込通知書及び督促状（第一種奨学生 68 万 5 千件(同 65 万 5 千件、同比 4.6%増)、第二種奨学生 23 万 9 千件(同 19 万 4 千件、同比 23.2%増)、計 92 万 4 千件(同 85 万件、同比 8.7%増)）を発送しました。そのうち、46 万 5 千件(同 18 万 5 千件、同比 151.4%増)については、連帯保証人及び保証人に延滞解消を促す文書を発送しました。

iii. 督促架電の強化による早期回収の促進

平成 13 年度から延滞の早期解消に効果的な夜間・休日の督促架電を外部業者に委託し実施してきました。平成 17 年度においてはその効果を確認しつつ量的にも拡大し、以下のように実施しました。

- 1 リレー口座振替不能者に対して、延滞の早期解消及び長期化をさせないことを目的として、振替不能 1～6 回目の者（平成 17 年 4 月～18 年 3 月 計 819,622 件）に対して督促架電を行いました。
- 2 新規返還者で、リレー口座に未加入の者（58,935 件）に対して平成 17 年 8 月～9 月および平成 18 年 2 月に、加入の依頼を電話で行いました。
- 3 延滞解消を目的として、リレー口座加入者のうち長期振替不能者に対して、平成 17 年 6 月、9 月、12 月、平成 18 年 3 月に計 220,484 件、リレー口座未加入の延滞者に対し、平成 17 年 6 月、12 月、平成 18 年 2 月、3 月に計 52,608 件、請求書送付後の口座未加入者に対し、平成 17 年 6 月、9 月、12 月、平成 18 年 3 月に計 106,360 件返還督促架電を行いました。

iv. 連帯保証人、保証人に対する請求の早期化

平成 16 年 4 月から奨学生採用の時点で連帯保証人の「印鑑証明書」の提出を、

また、貸与終了の返還誓約書提出時に連帯保証人の「収入に関する証明書」及び「印鑑証明書」と保証人の「印鑑証明書」提出を義務付けました。

また、延滞 1 年以上の延滞者に対して実施してきた連帯保証人、保証人に対する請求を平成 17 年度には、延滞 1 ヶ月後に連帯保証人へ、延滞 4 ヶ月後に保証人へ文書、督促電話を実施し、連帯保証人、保証人に対する請求の早期化を図りました。

v. 延滞管理システム（TCS）に搭載された個人情報を利用した請求

延滞 1 年以上の者に対しては、個々の延滞者の事情に応じて本人及び連帯保証人に対し、文書、督促電話又は、訪問により返還指導・請求を行っています。

返還の意思はあるが、期日到来分の割賦金及び延滞金の全額返還が困難な場合は、返還者の生活実態等を踏まえ、適切な指導を行い、返還方法の弾力化を図っています。

また、これまで個別のカードで行われてきました、延滞者の延滞債権に係る返還状況、固有の事情等の個人情報を平成 11 年度に導入された延滞管理システム（TCS）により、電子情報化し、効率的に利用しています。

vi. 法的手続きによる回収

平成 17 年度においては、督促を重ねても返還に応じない延滞 1 年以上で特に必要と認められる者 4,167 件に対して「支払督促申立予告」を実施しました。454 件に対しては「支払督促申立」を行い、157 件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行いました。すでに債務名義を取得した者のうち 9 件に対しては「強制執行予告」を行い、6 件に対し「強制執行申立」を行い、4 件に対し「強制執行」を実施しました。

vii. 住所調査

平成 17 年度において、要返還者のうち住所調査が必要な者 116,641 件について、連帯保証人及び市町村役場等を通じて住所確認調査を行いました。その結果、56,367 件の住所が判明しました。

住所調査状況 (件)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度
返戻件数	請求書	29,415	31,294
	その他	71,146	85,347
	計	100,561	116,641
照会件数	役場	118,525	104,170
	回送	46,832	54,733
	計	165,357	158,903
判明件数	役場	40,283	24,246
	届出	28,083	29,840
	電話	502	48
	その他	2,075	2,233
	計	70,943	56,367

viii. 電話番号調査

督促架電の実効性を高めるために、平成 17 年度において 11 万件に対し本機構に登録されている電話番号の有効・無効の判断を行うための調査を実施しました。

ix. 返還説明会の実施

卒業を控えた奨学生に対し返還意識の涵養と返還手続きの周知のための返還説明会を大学、短大、高専、専修学校において、10 月中旬～12 月中旬の間に実施しています。このうち、延滞率の高い学校、リレー口座加入率の低い学校、返還誓約書未提出率の高い学校という点に重きをおいて学校を選定して、直接本機構の職員が訪問して、返還説明会を実施しています。職員が訪問できない学校については、学校の奨学金担当者に返還説明会用ビデオ等を使用した説明会の実施を依頼しています。平成 17 年度返還説明会を実施した学校は 2,783 校であり、これは卒業予定奨学生が在学する 3,487 校の 79.8%であり、そのうち本機構職員を派遣した学校は 171 校で、残りの 2,612 校は学校独自で開催しました。

x. 学校長宛滞納防止通知の発送

平成 9 年度より高等学校及び専修学校を除くすべての学校の学校長宛（平成 14 年度から新たに専修学校も対象としました。）に、在学中から返還意識高揚と学生に対する指導を目的として、卒業奨学生の前年度末の延滞者数及び延滞率、リレー口座加入率を通知し、卒業予定の奨学生に対する入念な指導をお願いしました。

xi. 返還勸奨状の送付

前年度 3 月に大学院、大学、短大、高専を卒業した奨学生に対し、出身学校の学校長を通じて、奨学金返還の重要性を徹底し、奨学金返還及び社会還元の意識高揚を図るため、また各種願書・届出書に関する手続きの周知を目的とした勸奨状を送付しました。

xii. 「返還のてびき」の配布

奨学金貸与終了時に、奨学生が本機構に対して提出する返還誓約書（奨学金借用証書）に関する記入上の注意事項、並びに返還の方法及び返還免除関係等の諸手続きを記載した「返還のてびき」を学校を通じて奨学生に配布しました。

これらの努力の結果、貸与終了後初年度の返還回収率は平成 17 年度末現在 93.8%と平成 16 年度末の 93.4%に比べ 0.4%増となりました。

ウ. 返還猶予

本機構は、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第 15 条第 2 項）。返還猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」とがあります。猶予期限は、事由により異なりますが、在学猶予は学校に在籍している間、一般猶予のうち災害・傷病又は生活保護を受けている場合はその事由が続いている間、入学準備中・留学中等の

事由による場合は原則として通算 5 年が限度となります。

返還猶予状況

(単位：人)

区 分		平成 16 年度			平成 17 年度		
		第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
在学猶予		64,691	47,287	111,978	62,460	48,560	111,020
一 般 猶 予	病氣中	3,323	1,225	4,548	3,729	1,543	5,272
	災害	513	276	789	373	203	576
	生活保護	570	101	671	656	115	771
	入学準備中	2,645	497	3,142	2,144	471	2,615
	留学中	177	105	282	233	140	373
	その他	24,341	14,758	39,099	24,735	16,270	41,005
計		96,260	64,249	160,509	94,330	67,302	161,632

(注) 「その他」は各種学校在学中等により返還が著しく困難なものです。

エ. 返還免除

死亡又は精神若しくは身体の障害、あるいは教育研究職への就職等の理由により返還を免除した額は、平成 17 年度においては、第一種奨学金 69 億 2,799 万円（平成 16 年度 72 億 5,534 万円）、第二種奨学金 5 億 7,761 万円（同 3 億 6,475 万円）、計 75 億 561 万円（同 76 億 2,009 万円）となりました。また、特に優れた業績をあげた大学院生に対する返還免除については、平成 16 年度大学院第一種奨学生採用者で平成 16 年度中に貸与が終了した者のうち、551 名について制度創設後初めてとなる免除を認定し、免除した額は、4 億 924 万円となりました。

オ. 回収不能債権の処理

本機構では、奨学生であった者が行方不明又は破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来も資力を回復する見込がなく、連帯保証人及び保証人が死亡、行方不明又は強制執行・破産等の理由により、著しく返還困難と認められたときに、返還されるべき金額の全額又は残額について、回収不能債権と認定し、償却を行っています。償却財源については、平成 8 年度から国庫補助金が投入されています。この条件により償却された債権は、平成 17 年度においては、第一種奨学金について 181 件 1 億 562 万円（平成 16 年度 112 件 5,429 万円）、第二種奨学金について 19 件 2,459 万円（同 8 件 826 万円）となりました。

カ. 報奨金

本機構は、第一種奨学金を貸与された者が最終の割賦金の返還期日の 4 年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 5%の割合で計算した金額を報奨金として支払うことができます（文部科学省令第 6 条）。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して 7 年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経

過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 3%の割合で計算した金額となります。平成 17 年度では、25 億 4,962 万円（平成 16 年度 28 億 8,981 万円）の報奨金支払を行いました。

なお、平成 17 年度採用者より報奨金制度は廃止されました。また、第二種奨学金には、報奨金制度はありません。

⑤ 学生支援寄附金

本機構への寄附金は、奨学生であった方や一般の篤志家からのものです。そのうち学生支援寄附金については、平成 17 年度は 3,245 万円（平成 16 年度 3,321 万円）を受入れました。なお、本機構への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

(2) 借入金の借入先及び借入金額の状況

① 一般会計からの借入金

平成 17 年度では、第一種奨学金の原資として、国の一般会計から 913 億 6,035 万円の借入れを行いました。この結果、平成 17 年度末の借入金残高は 2 兆 1,621 億 3,397 万円となり、平成 16 年度末の借入金残高 2 兆 780 億 2,896 万円に比べ 841 億 501 万円の増となりました。

② 財政融資資金からの借入金

平成 17 年度では、第二種奨学金の原資として、財政融資資金から 3,371 億円の借入を行いました。この結果、平成 17 年度末の借入金残高は、1 兆 7,890 億 3,600 万円（借入総額 2 兆 1,533 億 1,800 万円、償還額 3,642 億 8,200 万円）となり、平成 16 年度末の借入金残高 1 兆 5,079 億 6,200 万円に比べ、2,810 億 7,400 万円の増となりました。

③ 日本学生支援債券による資金調達

平成 17 年度においては、1,100 億円を発行し、第二種奨学金の原資に充当しました。この結果、平成 17 年度末の債券残高は 3,130 億円（16 年度末 2,030 億円）となりました。

④ 民間金融機関からの借入金

平成 11 年度から 3 ヶ年計画で新情報総合管理システム（イクシス）の構築のため、システム開発費用として民間金融機関から平成 13 年度まで借入を行いました。平成 17 年度末の借入金残高は 6 億 8,526 万円で、償還により平成 16 年度末の借入金残高 8 億 1,963 万円に比べ 1 億 3,437 万円の減となりました。

(3) 運営費交付金の状況

運営費交付金は、国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付されるものです。本機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成 17 年度では 227 億 418 万円の運営費交付金の交付を受けました。

(4) 国庫補助金等の状況

① 国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成 17 年度では 10 億 3,620 万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けました。

② 利子補給金

財政融資資金の借入に係る利子支払いのため、平成 17 年度では、国の一般会計から 89 億 2,335 万円の育英資金利子補給金の交付を受けました。この結果、平成 16 年度の交付額 97 億 3,680 万円に比べ 8 億 1,345 万円(8.4%)の減となりました。

【留学生支援事業】

(1) 学費の支給と援助

① 私費外国人留学生等学習奨励費給付事業

我が国の大学等に在籍する私費留学生及び日本語教育機関に在籍する就学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、学習奨励費（平成 17 年度単価 学部レベル：月額 50,000 円、大学院レベル：月額 70,000 円）を給付しています。平成 17 年度の採用者は 12,889 名でした。

② 短期留学推進制度（受入れ・派遣）

日本の大学が、海外の大学との学生交流に関する協定等に基づいて、海外の大学に在籍している学生を、概ね 3 か月以上 1 年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、往復渡航費、渡日一時金 25,000 円、奨学金月額 80,000 円を支給しています。平成 17 年度の採用者は 1,734 名でした。

また、同様に、日本の大学に在籍している学生を、概ね 3 か月以上 1 年以内の期間、海外の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しています。平成 17 年度の採用者は 623 名でした。

③ 先導的留学生交流プログラム支援事業

日本の複数大学の連合体（コンソーシアム）と海外の大学連合体との間で行う先導的な学生交流を支援するため、日本人派遣留学生に対し、往復渡航費及び奨学金月額 10 万円を支給しています。平成 17 年度の新規派遣者は 3 プログラム、64 名でした。

④ 国費外国人留学生への奨学金支給等

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務等を行っています。平成 17 年度 3 月時点の対象留学生は 10,224 名でした。（平成 18 年 3 月支給者数）

⑤ 国費外国人留学生の受入れ業務及び渡日一時金の支給

新規に来日する国費外国人留学生（大使館推薦・YLP）を成田国際空港及び関西国際空港で出迎え、オリエンテーションを実施するとともに、各受入れ大学等へ送り出すための国内移動の手配を行っています。また、新規に来日した国費外国人留学生に対して渡日一時金として 25,000 円を支給しています。平成 17 年度の渡日一時金対象者は 2,741 名でした。

⑥ 日韓共同理工系学部留学生事業給与支給等

日本政府と韓国政府が共同事業として日本の理工系大学に招致する韓国人学部留学生に対し、渡日一時金及び奨学金等の支給を行っています。平成 17 年度 3 月時点の対象留学生は、508 名でした。(平成 18 年 3 月支給者数)

(2) 外国人留学生修学援助

① 外国人留学生医療費補助制度

外国人留学生が日本国内の医療機関で治療を受けた場合、本人が支払った治療費(健康保険法に基づいた算定)の最大 80%を補助しました。平成 17 年度の補助件数は、56,974 件でした。

② 国費外国人留学生宿舎費補助制度

国費外国人留学生(平成 11 年度以前の採用者)で、民間宿舎に入居しているものに対し、宿舎費の補助を行いました。平成 17 年度の対象留学生は、87 名でした。

(3) 留学生宿舎等の整備

① 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、全国に国際交流会館等を設置し、3,067 戸を提供しました。また、留学生相互の交流や地域住民、ボランティアとの交流等、国際交流を深めるための各種事業を実施しました。

② 留学生宿舎建設奨励事業の実施

良質で低廉な家賃の宿舎の建設を進めるため、地方公共団体・学校法人等の留学生宿舎建設を促進することを目的として、留学生宿舎建設費の一部の補助を行いました。

③ 留学生指定宿舎の確保

外国人留学生の宿舎を安定的に確保するために、適切な民間宿舎の貸主と指定宿舎契約を締結し、外国人留学生専用の宿舎として提供しています。平成 17 年度は、1,040 戸を指定宿舎としました。

(4) 留学生交流推進事業

① 留学生交流事業

ア. 国際大学交流セミナー

日本人学生と諸外国の学生が専門的な分野について意見交換し、交流親善を図るため、日本の大学と共催で、アジア地域の大学から学生を招き、セミナーを実施しています。平成 17 年度は 7 件実施しました。

イ. 外国人学生日本人学生合同研修

【国際医療技術学生合同セミナー】

開発途上国の保健医療分野への国際協力を推進するために、(財)国際医療技術交流財団との共催で、日本の大学等で保健医療を専攻する外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施しました。

【留学生等合同セミナー】

日本と諸外国・地域との相互理解、友好親善を深めるために、毎年テーマを定めて講師を招き、外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施しています。平成17年度は2支部において実施しました。

ウ. 外国人留学生と日本人学生等との交流事業

外国人留学生に、日本の産業や文化、日本事情等への理解を深める機会を与えるために、日本人学生等との交流会や史跡見学会、地元企業見学会等を実施しました。

② フォローアップ事業

ア. 帰国外国人留学生短期研究制度

我が国での留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生を短期研究のため、招聘しています。平成17年度は58名を採用しました。

イ. 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国での留学を終え、現在、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生のもとへ我が国での留学時の指導教員を派遣し、現地での研究指導等を実施しています。平成17年度は5名を採用しました。

ウ. 帰国外国人留学生に対する専門資料送付制度

我が国の大学院を修了もしくは満了し、帰国した留学生に対し、本人の希望により、それぞれの専門領域の研究を進めていくために必要な専門資料（我が国の学会等が発行する機関紙・研究紀要・論文誌等）を送付しています。平成17年度は231名に対して資料の送付を行いました。

(5) 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、平成17年6月19日（日）に第1回試験を、また同年11月13日（日）に第2回試験を実施しました。

		国内	国外	合計
応募者数	第1回	11,592人	3,241人	14,833人
	第2回	17,210人	2,613人	19,823人
受験者数	第1回	10,686人	2,584人	13,270人
	第2回	14,840人	2,010人	16,850人

(6) 留学情報の提供

① 海外からの日本への留学情報の提供

ア. 日本留学情報の収集・提供

日本の大学等や日本語教育機関の情報を収集・整理し、東京及び神戸の留学情報センター並びにアジア4都市（ジャカルタ、ソウル、バンコク、クアラルンプール）に設置した海外事務所で、日本への留学に関する情報提供・留学相談を行いました。平成17年度の情報提供件数は、13,365件でした。

イ. 日本留学説明会の実施

日本への留学事情や大学、日本語教育機関等の正確な情報を提供するため、高校生、大学生、教員等を対象に、平成 17 年度には 9 か国・地域において、日本の大学等の参加を得て、日本留学フェアを実施しました。また、現地帰国留学生会及び在外日本国公館の協力を得て 8 都市において、日本留学説明会を実施しました。

ウ. 外国人学生のための進学説明会の実施

日本の大学、短期大学等に入学を希望する在日外国人学生に、適切な進学指導を行うため、大学等の参加を得て、首都圏及び関西で進学説明会を実施しました。

② 日本から海外への留学情報の提供

東京及び神戸の留学情報センターでは、海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供及び専門の海外留学相談員による相談を行い、平成 17 年度の情報提供件数は 12,065 件でした。また、在日各国大使館等の協力を得て、東京及び神戸で海外留学フェアを実施しました。この他、平成 17 年度年間を通して小規模の海外留学説明会（13 回）を実施しました。

(7) 日本語教育センターにおける日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人学生に対して日本語及び基礎教科の教育を行いました。また、日本理解を促進するため、地域社会の住民との交流事業等を実施しました。

平成 17 年度の学生受入数は、東京 377 名、大阪 426 名でした。

【学生生活支援事業】

(1) 学生生活支援関連情報の収集・提供等の充実

カウンセリング等の学生相談に関する情報、インターンシップや就職指導等に関する情報、転学等に関する情報や障害のある者等への支援に関する情報などを各大学等に対して提供するため、学生生活支援情報データベースの運用を開始するための準備を進めました。学生生活支援について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るために「大学と学生」を刊行しました。また、日本企業に就職を希望する外国人留学生のために、就職活動の基礎知識などの情報を提供するため「外国人留学生のための就職情報」を刊行しました。

(2) 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、大学側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、就職機会均等の確保と就職指導の充実のため、文部科学省・就職問題懇談会との共催により、全国 2 地区で開催し、1,681 名が参加しました。

(3) 学生ボランティア活動支援事業

大学等やボランティア関係団体との連携を図り、学生等にボランティア活動の「き

っかけ」を与えることを目的として、「体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー」を12支部で開催し370名が参加しました。

大学等とボランティア団体等の関係者による「学生ボランティア活動支援・促進のための連絡協議の集い」を開催し201名が参加しました。また、学生ボランティア活動に関する情報収集・提供を行いました。

(4) 障害学生の修学支援事業

障害学生の修学環境の整備、充実が図られるよう障害学生の修学支援方策に関する調査研究を行い、障害学生支援に関する各種情報の提供や相談事業を支援するための準備を進めました。

(5) 各種研修事業

- ① 学生指導関連研修として「全国学生指導研究集会」(304名参加)、「地区学生指導研究集会」(7地区493名参加)、「厚生補導研究協議会」(117名参加)、及び「厚生補導事務研修会」(223名参加)を開催しました。
- ② 学生相談関連研修として「全国大学保健管理研究集会」(742名参加)、「全国学生相談研究会」(80名参加)、「メンタルヘルス研究協議会」(7地区475名参加)、「全国大学メンタルヘルス研究会」(85名参加)を開催しました。
- ③ 修学指導関連研修として「教務事務研修会」を開催し、125名が参加しました。
- ④ 就職指導関連研修として「地区就職指導担当職員研修会」を6地区で開催し、233名が参加しました。
- ⑤ 留学生関連研修として「留学生交流研究協議会」(3地区822名参加)、「留学生担当者研修会」(221名参加)を開催しました。

(6) 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の配付

学生・生徒が修学のために要する費用を軽減することを目的とし、各大学等に学割証の配付を行いました。

(7) 地域への支援・交流

全国各地に設置された支部・事務所(北海道、東北、関東甲信越、北陸、東海、京都、大阪、神戸、中国、四国、九州、大分)を拠点として、各地域における学生相談やキャリア形成などの学生生活支援活動を実施しました。また、地域単位で大学等が連携して行う研修や学生交流等の支援活動についても、支部を拠点として協力を行うなど、広報・公聴活動を含めた幅広い活動を実施しました。

2 対処すべき課題

本機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意思と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的实施を図る必要があります。本機構が特に重点的に対処すべき課題は次のとおりです。

(1) 回収率の向上及び返還回収業務の合理化・効率化

本機構における最大かつ喫緊の課題は、返還金回収において累積する延滞債権の解消と新たな延滞発生を防止を図ることです。

① 機関保証制度の普及

これまで、返還金回収・保全システムとして連帯保証人及び保証人という人的保証制度があり、回収不能債権については回収不能債権補填金による債権償却制度がありました。また、学生の自立支援という観点からの事業展開が社会的な要請となっていること等も踏まえて、平成 16 年度から、人的保証制度に加えて機関保証制度が導入されました。保証機関と連携し、大学等及び学生等に対して、機関保証制度の趣旨を広報し、制度の理解及び普及促進を図り、加入者の増大に努めてまいります。

② 返還回収業務の合理化・効率化

延滞債権の着実な回収を図るためには、個々の債権の実態に即した効果的かつ効率的な回収を実行することが必要です。そのためには、リレー口座からの自動引落しを大前提に、延滞者等に電話等を利用し直接コンタクトして、延滞の防止に努めるとともに、延滞した場合もできるだけ初期の段階で延滞を解消する回収体制をさらに推進していく必要があります。同時に、電話による督促や住所調査業務の外部委託など費用対効果に留意しながら返還金回収業務の一層の合理化・効率化を推進し、延滞問題の解決を図り得る体制を早急に整備・構築することが必要です。

また、延滞した場合における督促の強化にあわせて、連帯保証人等への確実な請求や必要に応じた法的処置等を講ずることも必要です。

(2) 奨学金事業の充実

① 大学院生及び海外留学生に対する奨学金の充実

近年、わが国の大学院においては、若手研究者や高度専門職業人育成という社会的要請の高まりを反映し、専門職大学院の設置や社会人学生の積極的な受入れ等、制度の多様化が図られており、その一環として平成 16 年度において法科大学院が創設されました。また、他方では、国際化社会の進展に伴い積極的に海外の大学等で学ぶことを希望する学生の増加も今後予想されるなど、学生を取り巻く修学環境は著しく変化しつつあります。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から法科大学院生を対象とした奨学金を導入しましたが、今後は一層の拡充を図ることとしています。また、海外留学を希望

する学生、生徒に対して、平成 16 年度に第二種奨学金の貸与制度を創設し、平成 17 年度においては、海外留学希望者に対する制度の整備の一環として卒業後 2 年以内の申請を可能とする改善が図られました。平成 18 年度においては、国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生も貸与対象となりました。

さらに大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績をあげた者に対しては、その奨学金の全部又は一部の返還を貸与期間終了時に免除する新たな返還免除制度が設けられ、学生の修学に対するインセンティブの向上を図ることとしています。

今後とも文部科学省等関係機関と連携しながら、国及び社会の要望を踏まえつつ、奨学金制度の一層の改善・充実を図る必要があります。

② 第一種奨学金及び第二種奨学金の充実

昨今の社会・経済状況等の低迷を反映して、教育費負担の軽減をはかり、学生が自立して学べるようにするため、奨学金を希望する者が年々増加している反面、民間団体等が実施する奨学事業は、財政状況の悪化から規模を縮小する中で、本機構の奨学金に対する国民の期待は、非常に大きなものになっています。

このような状況を踏まえ、希望に対応し得るだけの貸与人員の確保や貸与月額を増額を図るとともに、貸与基準の見直し、申込み手続きの簡素化、貸与額設定の多様化、学生のニーズを踏まえた新たな制度の創設等、制度全般にわたる改善・充実を一層促進する必要があります。

③ 事業資金の安定的確保

一方、奨学金貸与事業の充実を図るためには、必要となる事業資金の確保が不可欠です。そのため、前記（1）の施策等の実施による返還金の回収や、寄付金等の外部資金や自己収入を確保するとともに、機に応じて「財投機関債」を発行し、金融市場から直接自己調達することにも重要な意義があります。

そのため、本機構がより市場の信任を得ることができるよう前記（1）の施策等の実施、金融市場の状況に的確に対応し得る専門職員養成・確保など、財投機関債の発行に係る各種条件の総合的な整備を早急に進めることが必要です。

なお、平成 18 年度においては、1,170 億円の財投機関債の発行を予定しております。また、平成 19 年度概算要求において、平成 18 年度と同額の 1,170 億円の財投機関債を発行する内容の要求をしています。

（3）新情報総合管理システム（イクシス）の完全運用

「イクシス」は、奨学金の申込から返還完了までの管理を一元的に行う本機構の基幹業務システムであると共に、外国からの留学生に対する留学生給与等の給付を行うシステムでもあります。このシステムを活用して奨学金業務のサービスの向上並びに業務の簡素化・効率化を図っているところです。

平成 18 年度からは、スカラネットを利用して特に優れた業績による返還免除の学校

推薦が可能となりました。

今後は、適格認定事務の電子情報化、短期海外留学制度創設、第二種奨学金の貸与方法見直し、債務者別債権管理等のシステムを開発すると共に奨学金継続者の早期交付、滞納者に対する分割返還口座引落とし等の改修を計画的に実施し、このシステムの拡充に努めてまいります。

(注)「イクシス」及び「スカラネット」は、本機構の登録商標です。

(4) 個人情報の保護と情報公開

本機構が保有する情報の公開については、事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、外部有識者を含む「情報公開・個人情報保護委員会」を設置するなど、旧日本育英会が平成14年10月より情報公開室を設置して以来、情報公開の推進に取り組んでいます。

また、個人情報の保護については、各部局に個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置き、安全管理体制を整備したほか、個人情報保護担当者を構成員とする「個人情報管理委員会」を設置し、機構全体の個人情報保護に関する対策を検討するとともに、個人情報の適切な取扱いについての周知徹底を図っています。

国民に対する説明責務を十分に果たしつつ個人情報の保護を図るため、役職員に対する研修を実施するなど、組織を挙げて取り組んでいます。

3 事業等のリスク

ここでは、本機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 18 年 9 月 30 日現在において本機構が判断したものです。

(1) 延滞債権の増加リスク

これまで説明しました通り、奨学金の回収率の実績は、長期にわたる経済不況の影響による失業率の増、収入の低下等の影響を受け、全体として若干ながら低下傾向にあり、今後の景気動向等によっては、無利子貸与の第一種奨学金（日本育英会においては一般勘定で経理）、有利子貸与の第二種奨学金（日本育英会においては特別勘定で経理）ともに、延滞債権が増加する可能性があります。

さらに有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数及び必要返還額が大幅に増加することに伴い、延滞債権も増加する可能性があります。

本機構では過去に貸与した奨学金の回収金が新たに貸与する奨学金の原資の一部となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、延滞債権が増加した場合は、貸倒引当金計上額の増加のみならず、上述の借入金の増加を通じて本機構の財務状況に悪影響を及ぼすことになります。

(2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

① 独立行政法人の業務の見直しについて

平成 17 年 12 月 24 日に閣議決定された「行政改革の重要方針」で独立行政法人の組織・業務全般の見直し等が行われることとなっております。その中で、融資業務等を行う独立行政法人については、本機構のように平成 20 年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成 18 年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得ることとされています。

② 業務の民間開放について

平成 18 年 3 月 31 日に閣議決定された規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)では、本機構の業務について以下の通り措置を講ずることとされています。

- ・本機構が実施している奨学金業務については、政策金融機関類似の業務であり、平成 18 年度中に「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）を踏まえ、市場化テストを活用することも含め、独立行政法人の融資業務の見直しの検討を行う。
- ・奨学金の回収業務の一部を中心として民間事業者の活用が進められ、効果をあげていることを踏まえ、政策金融業務全般の見直しと平行して、奨学金貸与事業のその他の業務に対象範囲を広げることも検討しつつ、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれる業務の民間開放を一層推進する。
- ・留学生支援事業のうち、留学生会館の管理・運営については、現在、財団法人日本国際教育支援協会への包括的な委託が行われているが、事業者の選定基準を抜本的に見直し、競争入札の導入等により、その改善を図る。
- ・上記について、検討し、平成 18 年度中に結論を得る。

（3）外部評価制度に伴うリスク

独立行政法人制度では「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等については有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

（4）金利リスク

第一種奨学金については、本機構から奨学生への貸与及び貸与の財源となる本機構による国の一般会計からの借入れともに無利息で行っているため金利リスクは発生しません。

第二種奨学金については、本機構の財政融資資金からの借入利率（財投機関債により調達した資金を充てる場合は、当該機関債の利率と財政融資資金からの借入利率を加重平均した利率）が 3%を超える場合には、本機構に金利負担が発生することになりますが、当該金利負担はこれまで一般会計からの利子補給金により補填されています。

一方、本機構から奨学生への貸与は「卒業後最長 20 年の固定金利」（元利均等払い）であるのに対し、貸与の財源となる財政融資資金からの借入は 20 年償還（うち 4 年据置）の 5 年毎金利見直し」（元利均等払い）であるため、金利見直し時に金利変動のリスクがあります。さらに、現在の財投機関債での調達においても貸与期間とマッチしていないことから再調達時の金利リスクが存在します。

ただし、機構法 23 条により政府は毎年度予算の範囲内において本機構に対し、学資の貸与にかかる業務に要する経費の一部を補助することができることとされており、これまでは当該金利負担分は 3%を超える場合と同様に、利子補給金により補填されてきました。

このように、現状においては金利リスクは限定的となっていますが、今後国の政策変

更等により、こうした金利リスクが顕在化する可能性があります。

(5) 流動性リスク

市場の混乱等により、本機構の資金調達が困難となり若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合や、社会情勢の急激な変化等により返還充当金の大幅減が生じた場合、本機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(6) 事務リスク

本機構は、役職員による正確な事務の懈怠、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。

(7) システムリスク

本機構は、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。

4 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5 研究開発活動

該当事項はありません。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 奨学金の回収状況について

第一種奨学金及び第二種奨学金はいずれも過去に貸与した奨学金の回収金が新たに貸与する奨学金の原資となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、奨学金の回収率の向上は本機構の財務内容の向上の観点からも喫緊の課題となっています。

奨学金のうち、要返還額及び返還額の日本育英会における平成 13 年度～平成 15 年度実績の推移ならびに本機構の平成 16 年度及び平成 17 年度実績は次ページのとおりです。

(単位：百万円)

区 分		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
第一種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	108,200	114,021	119,164	128,293	134,000
		延 滞 分	27,558	29,979	32,501	35,614	39,469
		総 額	135,758	143,999	151,665	163,908	173,469
	返還額 (回収率)	繰 上 分	24,556	26,349	27,696	30,039	30,369
		当 年 度 分 [a]	99,647 (92.1%)	105,024 (92.1%)	109,724 (92.1%)	118,349 (92.2%)	124,470 (92.9%)
		延 滞 分 [b]	5,192 (18.8%)	5,106 (17.0%)	5,262 (16.2%)	4,730 (13.3%)	5,165 (13.1%)
		期日到来分計 [a+b]	104,838 (77.2%)	110,130 (76.5%)	114,985 (75.8%)	123,079 (75.1%)	129,635 (74.7%)
第二種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	30,866	37,385	47,707	58,826	74,803
		延 滞 分	3,651	4,422	5,478	6,934	9,272
		総 額	34,517	41,807	53,184	65,760	84,075
	返還額 (回収率)	繰 上 分	21,068	25,980	30,032	24,756	33,108
		当 年 度 分 [a]	28,911 (93.7%)	34,818 (93.1%)	44,482 (93.2%)	54,505 (92.7%)	69,751 (93.2%)
		延 滞 分 [b]	951 (26.0%)	1,079 (24.4%)	1,342 (24.5%)	1,389 (20.0%)	1,933 (20.8%)
		期日到来分計 [a+b]	29,862 (86.5%)	35,898 (85.9%)	45,824 (86.2%)	55,894 (85.0%)	71,684 (85.3%)
合 計 額	要返還額	当 年 度 分	139,066	151,405	166,870	187,119	208,803
		延 滞 分	31,209	34,401	37,979	42,548	48,741
		総 額	170,275	185,806	204,849	229,668	257,545
	返還額 (回収率)	繰 上 分	45,624	52,329	57,728	54,795	63,477
		当 年 度 分 [a]	128,558 (92.4%)	139,842 (92.4%)	154,205 (92.4%)	172,854 (92.4%)	194,221 (93.0%)
		延 滞 分 [b]	6,142 (19.7%)	6,186 (18.0%)	6,604 (17.4%)	6,120 (14.4%)	7,098 (14.6%)
		期日到来分計 [a+b]	134,700 (79.1%)	146,028 (78.6%)	160,810 (78.5%)	178,974 (77.9%)	201,319 (78.2%)

(注) 1. 金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計額欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

2. 平成 13 年度から平成 15 年度については日本育英会の実績、平成 16 年度及び平成 17 年度については本機構の実績です。

上級学校への進学率の上昇、近年の厳しい経済情勢下での家計急変及び教育費の高騰などによる奨学金希望者の増加などの状況を踏まえ、国の施策として奨学金制度の充実を進めてきたことにより、奨学金の貸与額は年々増加し、それに伴って要返還額も増加しました。

一方、回収率は近年、低下傾向にありましたが、平成 17 年度は上昇に転じました。

また、この状況を当年度分と延滞分に区分してみても、当年度分、延滞分ともに上昇しましたが、長期に及んだ景気低迷の影響により低下するおそれはなお残っており、回収の強化は引続き課題となっています。

なお、まだ返還期日の到来していない返還金を返還する繰上返還は、返還者が自分の意志で返還してくる性質のものであり、当年度の要返還額として想定していないため、回収率算出にあたっては計上していません。

平成 17 年度における回収の方策と促進策の実施状況につきましては 41～44 ページに記載しておりますが、回収促進に係る中期計画及び平成 18 年度年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 18 年度）
リレー口座による回収	<p><中期計画> リレー口座による学資金の返還を推進するため、各大学等における新規卒業者に対する加入指導の徹底、外部委託による架電督促の活用による加入促進などを図ることにより、リレー口座加入率を中期目標期間中に新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。</p> <p>また、リレー口座による返還を行う者のうち、残高不足などにより振替不能となった者に対する督促架電を外部委託等により強化する。</p> <p><年度計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未加入の新規卒業者及び連帯保証人に加入督促通知を送付する。 ・未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を行う。 ・未加入延滞者（未入金者）に対し、外部委託により加入及び返還督促架電を行う。
払込通知書による請求等	<p><中期計画> 延滞者の実情や連絡先把握の徹底に努め、1 年未満の延滞者について、延滞 1 回目から督促状を送付するとともに、架電督促を徹底する。また、連帯保証人・保証人に対しても督促状を送付するなど、請求行為の強化、早期化を図る。</p> <p><年度計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・残高不足により振替不能となった延滞者に対しては、督促状の送付や外部委託による督促回数の増加を図る。 ・延滞者、連帯保証人、保証人に対しても、督促状の送付や架電による実態調査を実施する。
督促架電の強化	<p><中期計画> 延滞者の実情や連絡先把握の徹底に努め、1 年未満の延滞者について、延滞 1 回目から督促状を送付するとともに、架電督促を徹底する。</p> <p><年度計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未加入の新規卒業者及び連帯保証人に加入督促通知を送付する。 ・未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を行う。 ・未加入延滞者（未入金者）に対し、外部委託により加入及び返還督促架電を行う。 ・延滞者、連帯保証人、保証人に対しても、督促状の送付や架電による実態調査を実施する。

	中期計画及び年度計画（平成 18 年度）
延滞債権管理システム（TCS）に搭載された個人情報を利用した請求	<p><中期計画> 1年以上の延滞者全員を対象として、返還指導を含む個別請求行為を実施する。</p> <p><年度計画> 1年を経過した延滞者に対して個別返還指導を行う。</p>
法的手続きによる回収	<p><中期計画> 原則 1年以上の延滞者全員を対象として、法的処理を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じ、裁判所を通じた支払督促申立、強制執行など延滞者（連帯保証人・保証人を含む）に対する法的措置を早期に実行する。</p> <p><年度計画> 1年以上の延滞者のうち、入金履歴、延滞年数に応じた訪問等による返還指導を行い、返還に応じない者等に対し、支払督促申立等の法的処理を行う。なお、法的処理については、地方ブロック支部を有効に活用する。 また、原則として、1年以上の延滞者全員に履行期限を設定し、履行されない場合は裁判所を通じた督促の手続きに入る旨予告等を行う。 なお、本年度において回収業者への委託等を引き続き実施する。</p>
返還説明会の実施	<p><中期計画> 奨学生の返還意識の涵養を図るため、創意工夫ある適切な教材開発を進めるとともに、大学等と連携し、募集説明会や返還説明会等において返還の重要性に係る指導を徹底する。</p> <p><年度計画> ・大学等が卒業を控えた奨学生に対し返還説明会を実施する場合、引き続き職員を派遣し、返還の重要性に係る指導を徹底する。 ・説明会用ビデオ及び事務マニュアルを活用し、返還説明会の標準化を引き続き進める。</p>
学校長宛延滞防止通知の発送	<p><中期計画> 各大学等に対する延滞状況の通知、大学等での窓口指導や学校長名の文書送付の依頼を行うなど、各大学等を通じた返還指導の徹底を図る。</p> <p><年度計画> すべての大学等に対し、卒業者の延滞状況等について通知し、大学等の理解と協力を得ながら、在学中より奨学生の返還意識の涵養に努め、延滞防止の改善に資する。</p>
返還勸奨状の送付	<p><中期計画> 奨学生の返還意識の涵養を図るため、創意工夫のある適切な教材開発を進めるとともに、大学等と連携し、募集説明会や返還説明会等において返還の重要性に係る指導を徹底する。</p> <p><年度計画> 新規卒業者を対象に、学校長、機構理事長の連名の文書を発送し、卒業後の確実な返還開始に資する。</p>

(2) リスク管理債権の状況について

・平成16年度末、平成17年度末の状況について

本機構は、民間金融機関の基準に準じて、3ヶ月以上延滞債権額を算出しています。この延滞債権は、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行うことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありません。

[総括]

(単位：百万円，%)

区 分	平成16年度末	平成17年度末
6ヶ月以上延滞債権額 (A)	126,892	137,714
3ヶ月以上6ヶ月未満延滞債権額 (B)	51,853	48,695
合計 (C)=(A)+(B)	178,745	186,409
総貸付残高 (D)	3,799,675	4,251,825
同比率 (C)/(D)×100	4.7	4.4
要返還債権残高 (E)	2,256,809	2,527,478
同比率 (C)/(E)×100	7.9	7.4

[第一種奨学金]

区 分	平成16年度末	平成17年度末
6ヶ月以上延滞債権額 (A)	86,399	87,009
3ヶ月以上6ヶ月未満延滞債権額 (B)	27,741	23,392
合計 (C)=(A)+(B)	114,140	110,401
総貸付残高 (D)	2,103,433	2,188,232
同比率 (C)/(D)×100	5.4	5.0
要返還債権残高 (E)	1,352,098	1,400,698
同比率 (C)/(E)×100	8.4	7.9

[第二種奨学金]

区 分	平成16年度末	平成17年度末
6ヶ月以上延滞債権額 (A)	40,493	50,706
3ヶ月以上6ヶ月未満延滞債権額 (B)	24,112	25,302
合計 (C)=(A)+(B)	64,605	76,008
総貸付残高 (D)	1,696,242	2,063,593
同比率 (C)/(D)×100	3.8	3.7
要返還債権残高 (E)	904,711	1,126,779
同比率 (C)/(E)×100	7.1	6.7

(注) 1. 金額はそれぞれ切捨てているため、合計欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

2. 「要返還債権」とは、貸付金債権の総額から、現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いたものです。

なお、「要返還債権」のうち、機構法第15条第2項の規定により、本人が学校に在学している等の理由から、返還期限を猶予している貸付けの元金残高額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
総 括	341,884	361,307
第一種奨学金	203,801	205,114
第二種奨学金	138,083	156,192

リスク管理債権については、これまで述べましたように、奨学金の回収率向上に向けた諸施策を講じていますが、昨今の就職状況の悪化等のため無利子貸与の第一種奨学金、有利子貸与の第二種奨学金ともに、今後増加することが見込まれます。

特に有利子貸与においては、平成11年4月より第二種奨学金（きぼう21プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いましたが、今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数が大幅に増加することに伴い、リスク管理債権の一層の増加が見込まれます。

なお、こうした事情を考慮して、中期目標におけるリスク管理債権の抑制については「中期目標期間末において、要返還債権に占めるリスク管理債権（3ヶ月以上の延滞債権）の割合を無利子学資金については、8.5%以下、有利子学資金については8.0%以下とする」としています。

(3) 貸倒引当金の計上方法について

貸付金の貸倒引当金の計上方法は独立行政法人会計基準にもとづき第一種学資金・第二種学資金別に延滞状況ごとに債権を区分し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更正債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

貸倒見積高積算にあたっては過去の回収実績をもとに見積もっていますが、中期計画の回収目標を達成すべく回収率の向上を図っているところであります。